



平成 18 年 5 月 22 日

公正取引委員会総務局経済取引局調整課殿

フェデラル エクスプレス

Tel:

FAX:

「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵政事業と競争政策上の問題点について」(案)に対する
意見書

平素はフェデラル エクスプレスの業務に関しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。CAPEC Japan として提出いたしましたコメントに加えまして、弊社として下記の点を述べさせていただきます。

1) 内部補助

- 郵便事業株式会社内の他の部門から、あるいは他の郵政関連会社の収益からにかかわらず、いかなる形で直接かつ間接の補助を EMS は受けるべきではない。EMS の集配および通関に利用されるどの郵便インフラに対しても公正かつ正当な市場価値の支払いがなされるべきである。
- EMS は内部相互補助の結果として行われる慣行をも含む不公平な競争慣行を避けるための規制枠組みと規則に従うものとする。また理想としては、EMS が競合する民間エクスプレス事業者と同一の監督官庁によって規制されるべきである。

2) スタンドアローンコスト方式

ユニバーサルサービス提供のため、リザーブドエリアを設定するならば、その設定は価格においてもまた定義においても透明性の高いものである必要がある。さらに、その独占領域の事業からの収益を EMS のような競争分野の事業へ内部補助が行われないことを確実にするようキャッシュフローを明確にする必要がある。もしリザーブドエリアが残るならば、同報告書(案)で検討されているスタンドアローンコスト方式を原価割れの判断基準に用いることを、また日本郵政公社が子会社から国際物流業務を受託する場合、受託業務についてはスタンドアローンコスト方式に基づいて受託料金の算定を行うことを支持する。スタンドアローンコスト方式は、EMS のような競争分野におけるサービスが、同様もしくは類似のサービスを提供している民間事業者と同じ方法で、必要とされるインフラのコストを全面的に独立して支払うことを確実にする唯一の方法である。

以上